



年度末に「臨時窓口」を開設します

引越しや転勤などにより、さまざまな手続きが必要になる時期に合わせ、平日の夜間や休日にも手続きができる窓口を開設します。

臨時窓口の期間と時間帯

期間 3月22日(水)～4月2日(日) **時間** 月～金曜日 17:15～19:00
土・日曜日 8:30～17:15
場所 市役所本庁舎(1・2階) ※本庁舎の正面入口をご利用ください。

注意事項

手続き内容により、持ち物が異なります。詳細は市ホームページをご確認ください。各担当課へお問い合わせください。



市ホームページ

住民異動届など

窓口 市民課(市役所本庁舎1階 A・B・C) ☎23・5334

手続き内容

- 転入・転居・転出などの住民異動届の届出※1
- 死亡届、出生届、婚姻届などの戸籍届書の届出※2
- 住民票の写し、戸籍謄抄本、印鑑登録証明書など諸証明の交付申請※3
- マイナンバーカードの申請、交付、電子証明書の更新※4
- 印鑑登録 ● 本人通知制度の申込 ● 児童手当の認定請求

持ち物

- 国民健康保険証、介護保険被保険者証 ● 印鑑登録証(市民カード)
- マイナンバーカード、または住民基本台帳カード ● 運転免許証などの本人を証明する書類
- 児童手当の認定請求は、健康保険証、預貯金通帳(口座番号のわかる書類)、マイナンバーのわかる書類
- 印鑑 ● 外国人住民の方は、在留カード、または特別永住者証明書 など

- ※1 前住所地でマイナンバーカードを利用して転出届をした方は、全国共通取扱時間が月～金曜日のため、臨時窓口では手続きできない場合がありますのでご注意ください。
- ※2 戸籍謄本などが必要です。詳細は事前にお問い合わせください。
- ※3 印鑑登録証明書の窓口交付は、印鑑登録証(市民カード)が必要です。マイナンバーカードをお持ちの方は、マイナンバーカードが印鑑登録証になりますが、代理人申請はできませんので、必ずご本人が申請してください。
- ※4 土・日曜日は完全予約制です。Webまたは電話(希望日の土日を除いた3日前まで)で予約してください。



マイナンバー交付予約

国民健康保険

窓口 国保年金課(市役所本庁舎1階 E) ☎75・7121

手続き内容

国民健康保険に関する届出

持ち物

- 社会保険資格取得証明書(職場の保険証) ● 社会保険資格喪失証明書
- 世帯主と加入者のマイナンバーカード、またはマイナンバーのわかる書類
- 国民健康保険証 ● 運転免許証などの本人を証明する書類 など

水道の使用開始・休止手続き

窓口 料金センター(市役所本庁舎2階 M) ☎22・1313

水道の使用開始や休止手続きは、電話または専用ホームページ(随時)から申し込みできます。



専用ホームページ

県営水道地区(塩田・川西地区の一部)の方へ

県営水道受託業者のヴェオリア・ジェネッツ㈱へお問い合わせください(営業時間 8:30～17:15)。
☎0120・971・124 (フリーダイヤル) ☎29・0810

市税・国保税などの臨時窓口

窓口 収納管理課(市役所本庁舎2階 L) ☎71・8053

税金の納付や納税相談などで、ご利用できます。

期間 3月27日(月)～31日(金)
時間 17:15～19:00

4月9日日は長野県議会議員一般選挙の投票日です

投票時間 7:00～20:00

今回の選挙は、私たちの声を県政に届け、地域の発展について考えてくれる人を選ぶ大切な機会です。あなたの意見や主張を反映させるため候補者の声にしっかりと耳を傾け、皆さんの貴重な1票を無駄にすることなく投票しましょう。

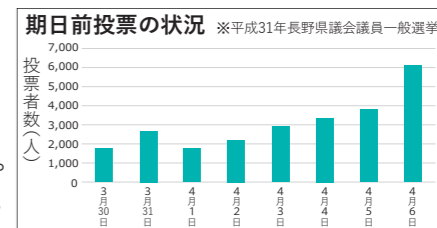
問 選挙管理委員会事務局 ☎23・5438

期日前投票は4月8日(土)まで

▶ 持ち物 投票所入場券(届いていない、紛失した場合でも投票できます)

- 投票日当日に仕事などの理由で投票できない方は、期日前に投票ができます。
- 新型コロナウイルス予防の観点からも期日前投票の利用をお勧めします。
- 期日前投票所は投票日が近づくにつれて徐々に混雑しますのでお早めにお越しください。

※1日の中で午前10時～正午までが最も混雑し、午後の早い時間帯などが空いている傾向です。



期日前投票ができる場所	期間	時間
市役所東庁舎、丸子・真田・武石・豊殿・塩田・川西地域自治センター	4月1日(土)～8日(土)	8:30～20:00
アリオ上田2階(上田市インフォメーションコーナー)		9:30～20:00

期日前投票をされる方は、この用紙の裏面にあなたの氏名が記載されていることを確認の上、次の事項を記入してお持ちください。

期日前投票宣誓書

私は選挙の日、下記のいずれかの事由に該当する見込みです。

- 仕事・学業など
- 交通手段の障害に滞在
- 外出・旅行・滞在
- 投票区の区域外に居住
- 病気・出産など
- 天災・震災(避難所等)

上記は真実に報連ないことを宣誓します。 令和5年4月 日

氏名: _____ 期日前投票日: _____

住所: _____

今回の選挙から宣誓書の事由欄に○(丸印)をつける必要はありません。日付・氏名・生年月日・住所を記載し、投票所にお越しください。

(投票所入場券の裏面)

投票できる人は?

平成17年4月10日までに生まれた方で、令和4年12月30日(金)までに上田市に転入届を出し、上田市の住民基本台帳に記載されている方

市内で住所を移した人は?

届出日	投票できる場所
3月17日(金)以前	現住所の投票所
3月18日(土)以降	前住所の投票所

ご自宅に届く投票所入場券をご確認ください

3月31日(金)頃までに世帯ごとに封書形式で郵送します。封書の内側に世帯員全員(最大6名分)の入場券が印刷されています(7名以上の世帯は封書の数が2枚以上)。入場券には投票日当日の投票所の場所が記載されていますのでご確認ください。

市ホームページをご覧ください

選挙管理委員会からのお知らせや投票所の場所を示す地図などを掲載しています。



新型コロナウイルス拡大防止対策

- 投票所出入りに手指消毒液を設置、関係者のマスク着用
- 有権者の皆さんへお願い
 - ・投票で列に並ぶ際は一定の間隔を空ける
 - ・来場前後の手指消毒



上田市選挙啓発マスコットキャラクター 真田三代めいすいくん

不在者投票ができます

仕事などで期日前投票や投票日当日に投票できない場合、滞在先の市区町村の選挙管理委員会では不在者投票ができます。事前に手続きが必要ですので、早めに問へご連絡ください。

○郵便などによる不在者投票

障害者手帳(または戦傷病者手帳)をお持ちで一定の要件に該当する方や介護保険被保険者証に要介護5と記載されている方は郵送などで投票できます。

○病院などでの不在者投票

あらかじめ指定された病院や老人ホームなどの施設内で投票できます。詳しくは、施設職員にお尋ねください。

○特定患者などの不在者投票

新型コロナウイルスに感染し、一定の要件に該当する方は郵便などで投票できます。

選挙公報を配布します

候補者の政見などを掲載した「選挙公報」は新聞折り込み、または各家庭の郵便受けに直接投函されます。市役所や各地域自治センターなどでも配布します。

投票日に上田市外へ転出している方へ

期日前投票を含め、投票する時点で上田市外へ転出している方は、上田市で投票できません。ただし、次の要件を全て満たす場合に限り、上田市で投票できます。

- 上田市から長野県内の他市町村へ転出し、かつ、転出先の市町村役場で転入の手続きを済ませていること
- 上田市の選挙人名簿に登録されていること
- 転出先の市町村で選挙人名簿に登録されていないこと
- 投票所で「引き続き県内に住所を有する旨の証明書※」を提示するなど、県内在住の確認がとれること

※県内最寄りの市町村役場(住民登録の担当課)で交付(無料)。